

第7回  
福山・笠岡地域公共交通活性化協議会

添 付 資 料

- |   |
|---|
| (1) 住民主体路線（乗合タクシー）導入マニュアル 修正箇所・・・1ページ     |
| (2) 住民主体路線（乗合タクシー）導入マニュアル・・・・・・・・・・2ページ   |
| (3) 福山・笠岡地域公共交通活性化協議会規約（案）・・・・・・・・・・22ページ |

2018年（平成30年）8月9日

## 住民主体路線（乗合タクシー）導入マニュアル 修正箇所

第6回福山・笠岡地域公共交通活性化協議会（2018年(平成30年)3月26日）における委員からの指摘事項を踏まえて、下記のとおりマニュアルの修正を行った。

## 指摘事項に係る修正項目

頁	協議会における指摘事項 (マニュアル修正に関連する意見のみ)	修正内容
P7	取り組み内容のステップ①において、参考1、規約の例と整合を図るため、「適宜、ワーキングチームを設置して柔軟に運営する」という主旨の記載があるとよい。	『「運営委員会」について』において、「ワーキングチームの設置」について追記。
P7	トピック的に、福山市における運営委員会の具体的な取組内容を書けば、皆の参考になる。	中条学区、竹尋学区の内容を追記。
P9	運行計画（案）をとりまとめる際に、「交通事業者と話し合いを持つことが必要」という主旨の記載があるとよい。	「市が支援します」の箇所に、「市が、既存のバス事業者との調整等を行い、運行計画のたたき台を作成します。」と記載。
P16	運営委員会の規約の例、第5条に「別表に定めるワーキングチームを設置し」とあるが、これに該当する表がない。	ワーキングチーム員を、運営委員の中より選定することを念頭に、「別表（第5条関連）」の委員名の前に◎をつけることの説明、及び表下部に「注：◎はワーキングチーム員」を追記。

## その他修正項目

頁	修正概要	修正内容
P6	語句の修正	「 <u>地域</u> による運行内容の検討」 ↓ 「 <u>運営委員会</u> による運行内容の検討」に修正

**住民主体路線（乗合タクシー）導入マニュアル**

**2018年(平成30年)8月**

**福山市**

# 1. はじめに

本市には、駅やバスの停留所が遠いために公共交通の利用が困難な地域（公共交通空白地域）があります。今後、高齢化により自動車の運転をやめる市民の増加が見込まれる中、こうした地域では、通院や買い物などの日常的な生活行動が維持できなくなる状況も考えられます。

本マニュアルは、公共交通の利用が困難な公共交通空白地域において、住民生活の維持を図るために、地域住民が主体的に新しい交通サービス「住民主体路線（乗合タクシー）」を導入する際の条件や手順等を示すものです。

## ○乗合タクシーとは

「乗合タクシー」とは、路線バスと同じような乗合型（不特定多数の乗客が乗り合わせる方式）で、ワンボックスなど小型車両で運行する公共交通です。市が導入を支援するものは、効率的に運行するために、デマンド方式（予約方式）を基本とします。

### デマンド方式の「乗合タクシー」について

- ワンボックス型やセダン型の車両を用いた乗合型の公共交通。
- 小型車両の活用により、点在する小さな需要に対応するとともに、狭隘な道路でも走行可能であり、集落の中までの送迎も可能。
- デマンド方式（予約方式）により、効率的な運行が可能。（利用者が0人の“空気を運ぶ”という状況がなくなる。）
- 運行は、交通事業者に委託する。



乗合タクシーの車両（竹尋学区）

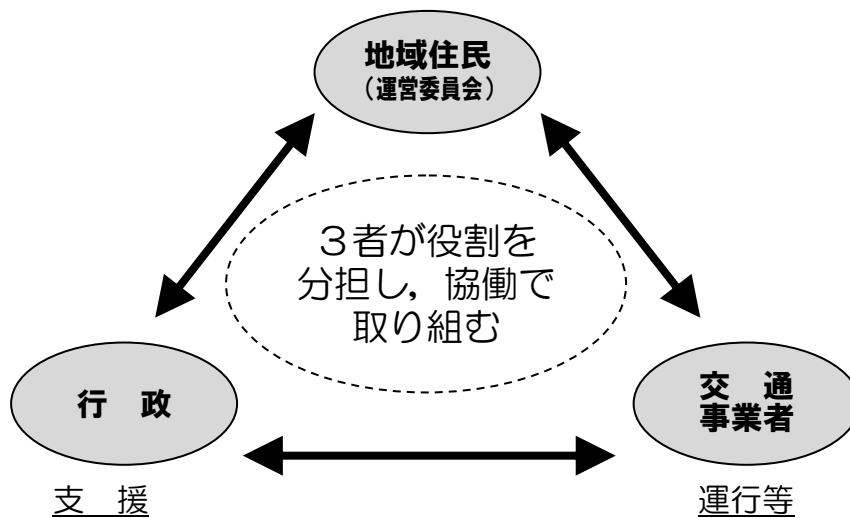
## ○住民主体路線とは

「住民主体路線」とは、地域住民で構成する「運営委員会」が中心になりサービス運営や利用促進等を行う、地域に密着した公共交通のことです。この「運営委員会」を主体として、各種支援を行う「行政」、運行を担う「交通事業者」の3者が協働で、持続可能な生活交通づくりに取り組みます。

### ○地域住民（運営委員会）の役割

利用ニーズの把握	住民を対象としたアンケート調査、聞き取り調査等を実施し、地域住民の利用ニーズを把握
運行計画作成	通院先や買物先など、利用ニーズを考慮した運行計画を策定 ①運行経路、②停留所位置、③運行ダイヤ、④運賃 等
運行準備	停留所の設置等に対する地元の合意形成
広報・利用促進活動	運行内容の周知、利用促進の取組、協賛企業の獲得など
運行の評価・見直し	運行開始後は、運行状況を評価し、必要に応じて運行内容の見直しを検討

### 主体的取組



### ○行政の役割

運行経費補助	運行経費の赤字額に対し、一定額（限度額あり）を補助
調整・申請	運行に向け必要な、事業者や国、県等との調整、申請など
助言・支援	運行計画作成、広報活動等を円滑に進めるための助言・支援

### ○交通事業者の役割

安全な運行	運送許可を取得し、安心安全な運行を実施
健全経営の努力	効率的な運行による経費削減の努力、利用の促進

地域住民（運営委員会）、行政、交通事業者の役割分担

## 2. 導入の条件

本マニュアルで扱う住民主体路線の導入条件は次のとおりです。

### 1) 導入を希望する地域が、公共交通空白地域であること。

○本マニュアルにおける公共交通空白地域とは、概ね路線バス・乗合タクシーの停留所500m以遠（直線距離）、かつ鉄道駅1km以遠（直線距離）のエリアです。

○公共交通空白地域に含まれない地域でも、停留所・駅までの経路において坂道がきつい、経路が迂回しており距離が長いなど、公共交通の利用が不便と考えられる場合は、対象地域に該当することがあります。

※お住まいの地域が公共交通空白地域に含まれるかどうか分からない場合は、福山市建設局都市部都市交通課（084-928-1161）へご相談ください。

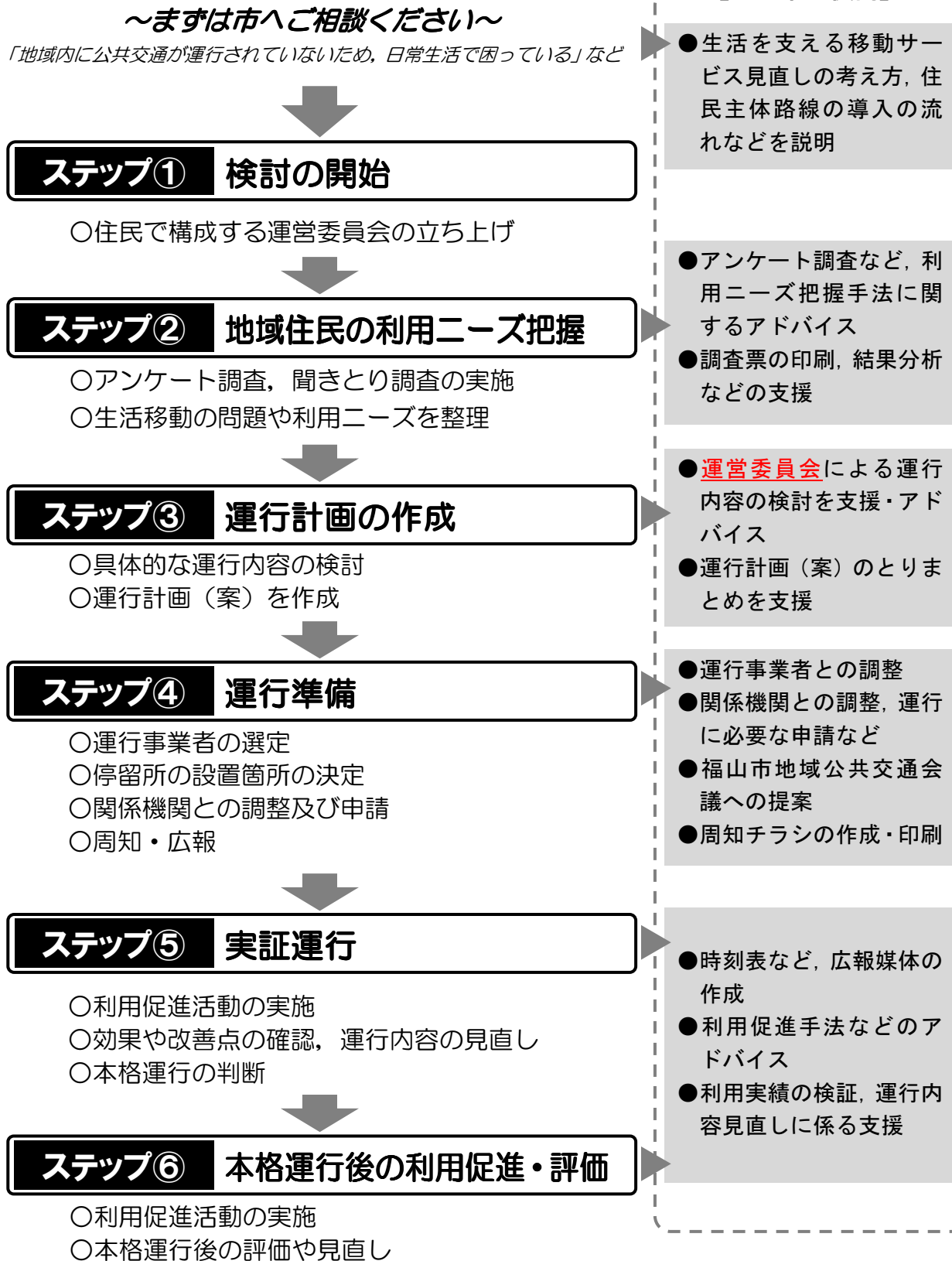
### 2) 住民で構成する「運営委員会」を組織すること。

○新たな住民主体路線の導入検討、また導入後の運営の主体を担っていただく「運営委員会」の立ち上げをお願いします。

### 3) 導入する交通サービスが、既存の公共交通と競合しないこと。

○新たな住民主体路線が、既存の路線バスから利用者を奪うことになれば、路線バスの維持の妨げになり、結果として地域住民が不便になる状況も考えられます。そのため、導入する交通サービスの運行内容が、既存の公共交通と競合しないことが必要です。

### 3. 導入までの流れ



## 4. 取り組み内容

### ステップ① 検討の開始

#### ■ 運営委員会を立ち上げる

新たな住民主体路線（乗合タクシー）が地域に根付くためには、地域の特徴や利用ニーズに適した運行内容にすること、また導入後は利用の促進を地域全体で取り組み、より多くの住民に利用されることが不可欠です。そのため、「運営委員会」を立ち上げ、導入時の検討や運営などを、地域住民の皆さんが中心となって考え、実行していただきます。

#### 「運営委員会」について

##### □ 運営委員会の役割

○ 地域課題の整理、住民主体路線の導入検討や各種準備、導入後の評価、利用促進活動等を、主体性を持って取り組むこと。

##### □ 代表者の選任

○ 代表者を1名選任してください。（地域と市との調整窓口をお願いします。）

##### □ ワーキングチームの設置

○ 先に少人数のワーキングチームで運行計画の素案などを検討し、その後で全体の運営委員会に諮る、といった手順が効率的な場合もあります。

それぞれの地域の実情に応じて柔軟に、効果的な検討体制を組んでください。

運営委員会の目的、役職、運営の方針等を検討して、規約をまとめます。 **参考1**

運営委員会を設立したら、福山市からの支援を受けるために、指定の様式を用いて届け出をしてください。 **参考2**

#### トピックス

○ 福山市では、竹尋学区と中条学区において運営委員会が設置され、乗合タクシーが運行されています。

○ 運営委員会では、毎月の利用者数を公民館便りに掲載し利用促進を図ったり、ニーズ把握、必要に応じて運行サービスの見直し検討を行うなど、住民の暮らしを支える運行サービスの維持に努めています。



## ステップ② 地域住民の利用ニーズ把握

### ■利用ニーズの調査

導入する住民主体路線(乗合タクシー)を、日常生活で使いやすい手段とするために、地域住民の利用ニーズを把握します。手法としては、地域住民へのアンケート調査や、利用が見込める住民への聞きとり調査などがあります。アンケート調査か聞きとり調査のどちらかは必ず実施してください。

#### ア)地域住民へのアンケート調査

地域住民にアンケート調査を行い、普段の移動実態や要望、導入後の利用意向などを把握します。**参考3**

その際、調査票の配布・回収は、運営委員会が主体となり実施します。

#### イ)利用意向が強い住民への聞きとり調査

導入後に利用が見込まれる住民には、希望する曜日、時間、目的地などを直接聞きとることも重要です。**参考4**

一般的に、乗合タクシーは利用者の数が多くないため、ひとりでも多くの方に利用していただくように努める必要があります。よって、利用意向が強い住民のニーズは、運行内容を検討する上での大切な情報といえます。



#### 市が支援します

- 適切にアンケート調査が実施できるように、調査のやり方、質問項目の設定などに関して、アドバイス等の支援を行います。
- アンケート調査票の印刷・準備を行います。
- 調査結果の整理(データ入力、集計)を行います。集計結果のとりまとめ・分析は、運営委員会と協働で実施します。

### ■生活移動の問題や利用ニーズを整理

アンケート調査や、聞きとり調査の結果を参考に、運営委員会において、普段の生活で移動手段がなくて困っている住民が多いエリア、どのような状況で困っているのか(通院先・買物先など)などを整理します。

その際、地域の地図を用いて、具体的な居住地や行き先などを整理することも、検討において有効な手法です。**参考5**



#### 市が支援します

- 地域の問題や利用ニーズの整理に関して、アドバイス等の支援を行います。
- 要望があれば、整理に必要な“地域の地図”を準備します。

# ステップ③ 運行計画の作成

## ■具体的な運行内容の検討

利用ニーズの整理結果などを参考にして、運営委員会が主体となり、具体的な運行内容を検討します。

### 「運行計画(案)」作成に向けた主な検討項目

経路	<p>○利用意向が強い集落（出発地）や要望が多い行き先（目的地）などを念頭に、運行区間を決める。</p> <p>○道路の形状や幅員、交通規制なども考慮した上で、運行する経路を決める。</p> <p><u>*既存の公共交通との競合は避けてください</u></p> <p>乗合タクシーが、既存の路線バスから利用者を奪うことになれば、そのバス運行の維持を妨げることになります。よって、導入に向けては、既存の公共交通と競合しないことを前提とします。</p>
停留所	○利用が見込まれる集落、現場の状況なども考慮した上で、停留所の箇所を決める。
曜日・ダイヤ	○「標準的なサービス内容」、及び利用ニーズ調査結果を参考に、運行する曜日や便数、ダイヤを決める。
運賃	○「標準的なサービス内容」を参考に、運賃を決める。

### 住民主体路線(乗合タクシー)の「標準的なサービス内容」

運行日数	-----週に3日程度
運行便数	-----1日に2往復程度
運賃(1乗車)	-----定額運賃が基本 (路線バスの運賃に準じて設定)
運行車両	-----ワンボックス型またはセダン型

## ■運行計画(案)の作成

具体的な運行内容が決まれば、「運行計画(案)」をとりまとめます。



### 市が支援します

- 運営委員会の主体で運行内容が設定できるように、検討すべき項目、検討のやり方など、アドバイス等の支援を行います。
- 運営委員会による検討結果を踏まえて、市が、**既存のバス事業者との調整等を行い**、運行計画のたたき台を作成します。これを運営委員会で協議し、運行計画(案)をとりまとめます。

## ステップ④ 運行準備

### ■ 運行事業者の選定

市が委託先となる運行事業者を選定します。

### ■ 停留所の設置箇所の決定

設置箇所を選定する際は、その箇所の地権者や住民などの了承が必要です。地域内の私有地等に設置する場合は、運営委員会が調整を行い、承諾を得ます。



#### 市が支援します

- 運営委員会と協議の上で、委託先となる運行事業者を選定します。
- 停留所の「標識」が必要な場合は、市が作成します。

### ■ 関係機関との調整及び申請

#### ア)安全確認・調整(市と警察等との協議)

運行経路や停留所の設置箇所に関して、市が、交通安全の観点から所轄警察署等との協議を行います。

#### イ)福山市地域公共交通会議による審議

「福山市地域公共交通会議」は、市内で運行する公共交通の維持・活性化について協議する会議です。

市が、運行計画(案)を「福山市地域公共交通会議」に提案し、内容の良否を審議していただきます。その結果、協議が整えば、実証運行に進めます。

#### ウ)事業許可の申請

委託する運行事業者が、国土交通省に対して事業許可の申請を行います。



#### 市が支援します

- 警察や道路管理者等の関係機関との調整、福山市地域公共交通会議への提案など、運行に必要な申請や手続きを行います。

### ■ 広報・周知

運行開始の周知を図るために、市が運行ルートや時刻表などを記載したチラシ等を準備し、運営委員会が各世帯へ配布します。

その他、運営委員会が主体となり、例えば地域内の回覧やポスター掲示、勉強会などの周知活動を行ってください。



#### 市が支援します

- 運行開始を周知するチラシ等を作成し、印刷・準備します。
- 周知の手法などについて、アドバイス等の支援を行います。

## ステップ⑤ 実証運行

利用状況や運行上の課題点などを把握するため、実証運行を半年以上実施します。

### ■利用促進活動の実施

実証運行の期間中は、運営委員会が主体となり、地域の会合などの機会を活かして、積極的に利用促進活動を行います。

[利用促進活動の例]

- ・運行開始時に、住民が主体となり、手作りの「出発式」を開催する
- ・運行後に、近所同士で誘い合わせて利用する（\*）
- ・住民主体路線を利用したおでかけイベントを企画する（\*）
- ・乗り方教室（体験乗車会）を開催する（\*）
- ・毎月の利用者数を集計して、住民に広報する など

\*実際に利用しないと使い方や便利さがわからないため、乗車の機会を創る工夫が効果的です。



#### 市が支援します

- 時刻表など、広報媒体を作成し、印刷・準備します。
- 事例などを踏まえて、利用促進手法などについて、アドバイス等の支援を行います。

### ■効果や改善点の確認、運行内容の見直し

効果や改善点を把握するため、運行事業者と市が協力して、利用者数等のデータを取得します。また運営委員会には、普段から住民・利用者の声を収集するなど、導入効果や、問題点、改善点の把握に努めていただきます。



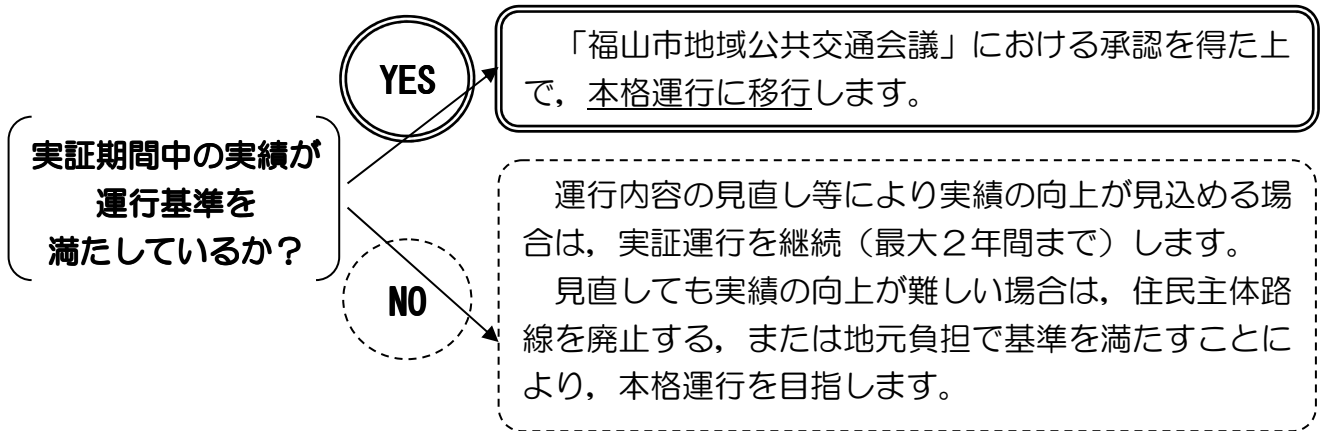
#### 市が支援します

- 運行事業者と協力して利用データを取得し、運営委員会に提供します。
- 利用状況の分析や運行内容の見直しについて、アドバイス等の支援を行います。

実証運行の期間中は、運営委員会を月に1回程度開催して、細やかに利用状況を確認し、利用促進策を検討します。さらに、利用状況を踏まえて、必要があれば運行内容の見直しを行います。（例えば、実証運行開始の半年後、1年後など）

## ■本格運行の判断

運行実績が、運行の基準を満たしているかを確認し、本格運行への移行について判断します。（※経常収益率15%）



### 市が支援します

- 福山市地域公共交通会議への提案など、本格運行に必要な手続きを行います。
- 仮に本格運行が困難な場合は、その後の方針の検討などを支援します。

## ステップ⑥ 本格運行後の利用促進・評価

### ■持続可能なサービスに向けた取り組み

本格運行後も、継続的な利用促進の活動が不可欠です。運営委員会が中心となり、地域住民への働きかけなどを積極的に実践してください。また、運行を支援してくれる企業（例えば、利用して買物すると帰宅時の運賃を負担してくれる店舗など）を獲得することも考えられます。

### ■改善点などを把握するための調査の実施

改善点等の把握には、定期的なアンケート・聞きとり調査などが必要です。調査は、運営委員会が主体的に実施をお願いします。また必要があれば運行内容を見直します。

### ■評価や見直し

本格運行後も、運営委員会を年1回程度、もしくは随時開催して、利用状況を分析し、利用実績が運行基準を満たしているかを確認します。

仮に、2年連続して運行基準に満たない場合は、地元負担を伴う運行の継続、または廃止を含めた検討を行います。



### 市が支援します

- 本格運行の開始後も、サービスの維持を図るために、継続して運営委員会を支援します。

## 参 考 資 料

- 参考1** 運営委員会の規約の例
- 参考2** 運営委員会設立時の届出書の様式
- 参考3** 住民アンケート調査票の例
- 参考4** 住民への聞きとり調査について
- 参考5** 地図を用いた利用ニーズの整理について

## 参考1 運営委員会の規約の例

---

### 〇〇学区乗合タクシー運営委員会規約

(名称)

第1条 この委員会は、〇〇学区乗合タクシー運営委員会（以下「運営委員会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 運営委員会の事務所は、〇〇に置く。

(目的)

第3条 運営委員会は、地域の公共交通手段を確保するために、〇〇学区が主体となって実施する乗合タクシー事業（以下「乗合タクシー事業」という。）を適正に運営することを目的とする。

(運営委員会の事業)

第4条 運営委員会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地域ニーズを考慮した運行計画に関すること。
- (2) 停留所等の設置及び管理に関すること。
- (3) 運行内容の周知に関すること。
- (4) 利用促進を図るための広報及び啓発に関すること。
- (5) 市が行う利用実態調査への協力に関すること。
- (6) 市及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (7) その他、目的を達成するために必要と認める事項に関すること。

(組織)

第5条 運営委員会は、別表に定める各町内会長及び各種団体長並びにまちづくり推進委員会の正副委員長・事務局長及び各部会長でもって構成する。

2 運営委員会に、別表に定めるワーキングチームを設置し、円滑な運営を図るものとする。

3 運営委員会は、必要に応じて関係機関や関係者などの参加を求めることができる。

(役員)

第6条 運営委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名
- (3) 事務局長 1名

(役員を選任)

第7条 運営委員会の委員長は、まちづくり推進委員会の委員長をもってあてる。

2 副委員長、会計及び監事は、まちづくり推進委員会の副委員長、会計並びに監事をもってあてる。

3 事務局長は、〇〇をもってあてる。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の種類)

第9条 運営委員会の会議は、運営委員会、役員会及びワーキングチーム会議とする。

(会議の構成)

第10条 運営委員会及びワーキングチーム会議は、第5条に定める者をもって構成する。

2 役員会は、第6条に定める者をもって構成する。

3 運営委員長は必要に応じて、関係機関・団体及びその他構成員以外の者への出席を求めることができる。

(会議の機能)

第11条 運営委員会は、次の事項を審議する。

(1) 乗合タクシー事業の事業計画及び運営に関する事項

(2) 運営委員会の規約の制定及び改正

(3) 運営委員会の役員選出

(4) その他必要な事項

2 役員会及びワーキングチームは、運営委員会に諮る事項について検討・協議を行う。

(雑則)

第12条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は委員長が役員の見解を聴き、別に定める。

附 則

この規約は、 年 月 日から施行する。



別表（第5条関係）

〇〇学区乗合タクシー運営委員会名簿

団 体 名	名 前	団 体 名	名 前

※ワーキングチーム員を委員から選定する場合は、  
「名 前」の前に◎を記載する。

注：◎はワーキングチーム員

別表（第6条関係）

〇〇学区乗合タクシー運営委員会 役員名簿

職 名	名 前	所属・職名
委 員 長		
副 委 員 長		
副 委 員 長		
事 務 局 長		
会 計		
監 事		
監 事		

**参考2** 運営委員会設立時の届出書の様式

運営委員会設立届出書

年 月 日

福山市長 様

代表者 名 前 \_\_\_\_\_ 印

運営委員会名 \_\_\_\_\_

代表者

役 職	氏 名	住 所	電話番号

構成員

役 職	名 前	役 職	名 前

構成員が多数の場合、別添資料として添付しても差し支えない。

設 立 年 月 日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検 討 対 象 地 域 \_\_\_\_\_

### 参考3 住民アンケート調査票の例

乗合タクシーの導入検討のためのアンケート調査について（お願い）

調査主体：〇〇運営委員会

この調査は、〇〇学区において、住民主体で運営する「乗合タクシー※」の導入について検討するための基礎資料とするものです。他の目的に使用することはございません。

調査の主体である〇〇運営委員会は、地域の住民による、乗合タクシーの導入や運営のための組織です。住民自らが地域の暮らしを守るための取り組みであり、調査にご協力をお願いします。

※乗合タクシーとは、バスよりも小さいワンボックス車両などで運行する乗合型の公共交通です。小さい車両のため、路線バスでは入れなかった狭い道も入ることができ、運賃はバス並みで、運転は民間の交通事業者が行います。運行の内容（時刻表や停留所）は、〇〇運営委員会が中心となり検討します。

※記入方法、回答の提出方法について明記  
※問合せ先を明記

#### 質問1 あなた自身のことについてお答えください。

①性別（1つに○）	1 男性	2 女性						
②年齢（1つに○）	1 10代	2 20代	3 30代	4 40代	5 50代	6 60代	7 70代	8 80歳以上
③お住まいの町内会 （名称を記入）	町内会名（ ）							
④運転免許証 （該当するものすべてに○）	1 自動車免許あり	2 バイク免許あり	3 なし					
⑤世帯の自動車 （該当するものすべてに○）	1 主に自分が使う自動車がある	2 主に家族が使う自動車がある	3 自動車なし					

#### 質問2 「あなたの交通手段」についてお答えください。

①徒歩・自転車以外で、あなたがよく利用する交通手段は何ですか？ （該当するものすべてに○）	1 自分が運転する自家用車	2 家族や知人が運転する自家用車に乗る	3 バイク	4 タクシー	5 路線バス	6 その他（具体的に： ）
②交通手段がなくて、困ることはありますか？（1つに○）	1 非常に困っている	2 困ることがある	3 あまり困っていない	4 全く困らない		
③普段の暮らしの移動に関して、困っていることがあれば教えてください。						

**質問 3 あなたの普段の移動のうち、買い物についてお答えください。**

①買い物には、どのくらいの頻度で行きますか。 (1つに○)	1 週に5回以上	2 週2・3回程度	3 週1回程度				
	4 月に数回程度	5 ほとんど行かない					
②よく訪れる買い物先はどこですか。お店の名称を教えてください。(2つまで) ※チェーン店の場合は、住所も教えてください(〇〇ストア神辺店など)	(		)				
	(		)				
③買い物に行くのは、何曜日が多いですか。 (2つまでに○)	月	火	水	木	金	土	日

**質問 4 あなたの普段の移動のうち、通院についてお答えください。**

①病院へは、どのくらいの頻度で行きますか。 (1つに○)	1 週に5回以上	2 週2・3回程度	3 週1回程度				
	4 月に数回程度	5 ほとんど行かない					
②よく訪れる病院はどこですか。病院名を教えてください。(2つまで)	(		)				
	(		)				
③病院に行くのは、何曜日が多いですか。 (2つまでに○)	月	火	水	木	金	土	日

**質問 5 乗合タクシーなどの「新たなサービスの導入」についてお答えください。**

①「乗合タクシー」が運行をはじめたら、すぐ利用しますか？(1つに○)	1 利用する	2 利用しない
------------------------------------	--------	---------

**質問 6 その他、ご意見等ありましたらご記入ください。**

--

〇〇運営委員会では、乗合タクシーを利用したい方の自宅の場所を把握して、できるだけその付近で乗り降りできるようなサービスにしたいと考えています。

そのため、利用の意向をお持ちの方は、できましたら住所とお名前をお教えてください。

住 所	
名 前	

以上で質問は終わりです。ご協力ありがとうございました。

## 参考4 住民への聞きとり調査について

一般的に、乗合タクシーは利用者の数が多くないため、ひとりでも多くの方に利用していただくように努める必要があります。そのためには、運行内容を考える基礎資料として、運営委員会が聞きとり調査を行うことで、利用する可能性が高い方のニーズやご意見を十分に把握することが大切です。

### ○聞きとり調査の対象と方法

#### 【対象について】

- ・調査の対象は、対象地域にお住まいで、マイカーなどの手段を持たないため、買物や通院などの移動で困っている方、世帯。
  - ・対象の選定では、運営委員会メンバーが知っている範囲で調査するだけでなく、例えば、先にアンケート調査を実施し、結果をみてから対象者を選ぶ、という考え方などもあります。(移動に困っている方が抽出できるように、地域の実情に応じた工夫をお願いします。)
- ※別途実施するアンケート調査とあわせて、対象地域の全ての世帯に対して、聞きとり調査を実施する、という考え方もあります。

#### 【調査方法について】

- ・自治会（町内会）などと協力して、各世帯を訪問して、聞きとり調査を行う。
- ・または、社会福祉協議会と協力して、地域のふれあい・いきいきサロンなど、高齢者などが集まる場を活用して、聞きとり調査を行う。

### ○聞きとり調査の内容（例）

以下に聞きとり調査の項目例を示しますが、調査の内容は、それぞれの地域の状況に応じて設定する必要があります。

#### 聞きとり調査の内容（例）

##### ①世帯において、移動で困っている人の状況を確認する

- あなたの世帯の中で、外出の際に移動に困っている方はいますか？  
外出の移動に困っている方は何人で、どのような方ですか？
- どのようなことで外出に困られていますか？  
・病院・買物等になかなか行けない      ・送迎を頼める人がいない      など
- 今はどのようにされていますか？  
・家族や近所の人に送迎をお願いしている      ・買物等を代わりに行ってもらっている  
・仕方なく家の近くの施設で我慢している      ・外出を諦めている      など
- 世帯の中（家族など）で送迎している人は、どのように送迎されていますか？  
・仕事や習い事などを休んで送迎している      ・都合が合う時だけ送迎している  
・無理なく送迎している      など

## ②乗合タクシーの利用意向を確認する

※住民主体路線（乗合タクシー）について説明して、聞きとりを行う。

- 世帯の中に「乗合タクシー」を利用する方はおられますか。

・運行したらすぐに利用する　・今後利用する　・利用しない　など

（利用する方について）

- 「乗合タクシー」を利用して、どの場所に、どのくらいの頻度で行きたいですか。

- 上記の場所には、どの曜日・時間帯に行きたいですか。

- 利用される方は、どれくらいの距離なら歩けますか。

・1km以上歩ける　・〇〇m程度まで　・ほとんど歩けない　など

- 「乗合タクシー」は、電話による予約方式になるかもしれません。電話での予約について、どう思いますか。

・問題はない　・耳が悪いので電話ができない　・電話自体はできるが面倒　など

- 「乗合タクシー」を利用する場合、（片道）1回あたり運賃をいくらまでなら支払ってもよいですか。

## ③その他

- 「乗合タクシー」の検討にあたっての要望　など

## 参考5 地図を用いた利用ニーズの整理について

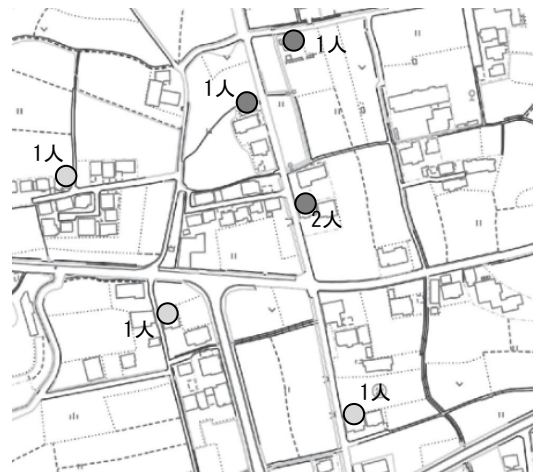
住宅地図など、道路や建物の位置が分かる地図に、聞きとり調査の結果などで把握した住民主体路線（乗合タクシー）の利用ニーズを、シールを貼って整理すると、具体的な運行経路やバス停の場所を考える際の基礎資料となります。

（例えば）

- ・赤色の丸シール…利用意向が高い人がいる世帯（該当する人数や状況などをメモしてもよい）
- ・ピンク色の丸シール…今後、利用の可能性がある世帯
- ・青色の丸シール…利用意向はないが、利用で困っている人がいる世帯　　など

上記の例を参考に、地域の実情に応じて色分けをしてください。（例えば、高齢者の見守りにも活用する場合は、高齢単身世帯などのシールを貼るなど）

活用できる地図は、福山市が提供します。



注意) 上はイメージ図であり、丸の位置や人数に意味はありません

## 福山・笠岡地域公共交通活性化協議会規約（案）

## （設置）

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、福山市及び笠岡市の区域内において地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の作成及び実施に関する協議を行うため、福山・笠岡地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## （事務所）

第2条 協議会は、事務所を広島県福山市東桜町3番5号に置く。

## （事業）

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- （1）網形成計画の策定及び変更に関する協議に関すること。
- （2）網形成計画の実施に関する協議に関すること。
- （3）網形成計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

## （組織）

第4条 協議会は、会長1名、副会長若干名及び委員をもって組織する。

## （協議会の委員）

第5条 協議会の委員は、別表第1に掲げる団体又は機関等の代表者、若しくは当該代表者に指名された者とする。

## （会長及び副会長）

第6条 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。この場合、会長があらかじめ指名した順序で、その職務を代理する。

## （会議）

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議決は、出席委員（第6項に規定する代理人を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議へ出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 6 委員は、会議に代理人を出席させることができる。ただし、学識経験者の委員はこの限りでない。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(書面審議)

第8条 会長は、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することができないと認めるときは、書面審議により、議事を決することができる。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が整った事項について、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(地域部会)

第10条 第3条各号に掲げる事業について、福山市及び笠岡市それぞれの行政区域内における専門的な調査、検討その他必要な調整等を行うため、協議会に福山地域部会及び笠岡地域部会（以下、総称して「地域部会」という。）を置く。

- 2 地域部会の委員は、別表第2に掲げる団体又は機関等の代表者、若しくは当該代表者に指名された者とする。
- 3 それぞれの地域部会に部会長、副部会長各1名を置き、それぞれの地域部会の委員の互選により定める。
- 4 地域部会の運営その他必要な事項は、部会長が別に定める。

(分科会)

第11条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討その他必要な調整等を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、福山市と笠岡市とが共同してその任にあたる。
- 3 事務局には、事務局長、事務局次長及び事務局員を置く。
- 4 事務局の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第13条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他収入をもって充てる。



(監査)

第14条 協議会の出納を監査するため、協議会に監事2人を置く。

- 2 監事は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(費用弁償等)

第16条 協議会の会長、副会長、委員、地域部会の委員、及び第7条第5項の規定により会議への出席を求められた委員以外の者は、その職務を行うために要する費用の弁償等を受けることができる。

- 2 前項に規定する費用弁償等の額及び支給方法は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第17条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

(委任)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、2016年(平成28年)4月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 網形成計画が作成されるまでの間、第3条第2号及び第3号に規定する協議会の事業については、これらの号の規定にかかわらず、「網形成計画」とあるのは「福山市生活バス交通利用促進計画及び笠岡市地域公共交通総合連携計画」と読み替えて適用する。この場合において、福山市生活バス交通利用促進計画に関する事業については福山地域部会が所掌し、笠岡市地域公共交通総合連携計画に関する事業については笠岡地域部会が所掌する。

附 則

この規約は、2018年(平成30年)7月6日から施行する。

別表第1（第5条関係）

区 分	団体又は機関等
地方公共団体	福山市
	笠岡市
関係する公共交通事業者等	株式会社中国バス
	鞆鉄道株式会社
	株式会社井笠バスカンパニー
	北振バス株式会社
	西日本旅客鉄道株式会社岡山支社
	井原鉄道株式会社
	走島汽船有限会社
	笠岡地区旅客船協会
	一般社団法人広島県タクシー協会東部支部
	一般社団法人岡山県タクシー協会笠岡支部
道路管理者・港湾管理者	国土交通省中国地方整備局福山河川国道事務所
	国土交通省中国地方整備局岡山国道事務所
	広島県東部建設事務所
	岡山県備中県民局
公安委員会	広島県警察福山東警察署
	岡山県警察笠岡警察署
地域公共交通の利用者	福山市自治会連合会
	笠岡市行政協力委員長協議会
学識経験者	公共交通に精通した大学教授等
その他地方公共団体が必要と認める者	国土交通省中国運輸局
	広島県地域政策局地域力創造課
	岡山県県民生活部県民生活交通課

別表第2（第10条関係）

名称	区分	団体又は機関等
福山地域部会	地方公共団体	福山市
	関係する公共交通事業者等	株式会社中国バス
		鞆鉄道株式会社
		株式会社井笠バスカンパニー
		北振バス株式会社
		西日本旅客鉄道株式会社岡山支社
		井原鉄道株式会社
		走島汽船有限会社
		一般社団法人広島県タクシー協会東部支部
	道路管理者・港湾管理者	国土交通省中国地方整備局福山河川国道事務所
		広島県東部建設事務所
	公安委員会	広島県警察福山東警察署
	地域公共交通の利用者	福山市自治会連合会
		福山市女性連絡協議会
		社会福祉法人福山市社会福祉協議会
	学識経験者	公共交通に精通した大学教授等
	その他地方公共団体が必要と認める者	国土交通省中国運輸局広島運輸支局
広島県地域政策局地域力創造課		
福山商工会議所		
連合広島福山地域協議会		
笠岡地域部会	地方公共団体	笠岡市
	関係する公共交通事業者等	株式会社井笠バスカンパニー
		西日本旅客鉄道株式会社岡山支社
		笠岡地区旅客船協会
		一般社団法人岡山県タクシー協会笠岡支部
	道路管理者・港湾管理者	国土交通省中国地方整備局岡山国道事務所
		岡山県備中県民局
	公安委員会	岡山県警察笠岡警察署
	地域公共交通の利用者	笠岡市行政協力委員長協議会
		笠岡市婦人協議会
		笠岡老人クラブ連合会
		笠岡市民
	学識経験者	公共交通に精通した大学教授等
	その他地方公共団体が必要と認める者	国土交通省中国運輸局岡山運輸支局
岡山県県民生活部県民生活交通課		
井笠バス労働組合		